

千代田区物価高騰対策区民の暮らし支援事業実施要綱

令和7年4月1日7千地コ総発第38号

(目的)

第1条 この要綱は、物価の高騰により負担が増大する千代田区民（以下「区民」という。）の家計を包括的に支援するために行う千代田区物価高騰対策区民の暮らし支援事業（以下、「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(カードの交付)

第2条 千代田区（以下「区」という。）は、この要綱の定めるところにより、区民1人に対して、プリペイドカード（磁気的方法により次条に定める額が記録された代金又は料金の支払に使用することができるカードをいう。以下「カード」という。）を1枚交付する。

(カードに記録する額)

第3条 この要綱により交付するカードに記録する額は、1枚当たり5,000円とする。

(交付対象者)

第4条 カードの交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 令和7年3月17日現在において区の住民基本台帳に記録されている者
- (2) その他千代田区長（以下「区長」という。）が特に必要と認める者

(交付方法)

第5条 カードの交付は、交付対象者の住所（住民基本台帳に記録されている住所をいう。以下同じ。）に宛てて郵送することにより行うものとする。ただし、やむを得ない事情により郵送による交付が困難であると認められる場合は、この限りでない。

(代理による受領等)

第6条 交付対象者を代理してカードを受領することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
- (2) 親族その他の平素から交付対象者の身の回りの世話をしている者等で区長が特に認める者
- (3) カードの受領が困難であると認められる交付対象者を代理する者であって、別に定める基準に該当するもの

2 前項の規定により代理人がカードを受領しようとするときは、当該代理人は、区長に委任状を提出しなければならない。ただし、親権者が未成年の子に係るカードの受領を代理する場合その他区長が特に認める場合を除く。

3 区長は、前項のほか、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めることにより、代理人が当該代理人本人であることの確認及び交付対象者と代理人との間の代理関係の確認を行うものとする。

4 区長は、代理人が当該代理人本人であることの確認ができない場合又は交付対象者と代理人との間の代理関係が確認できない場合は、当該代理人に対するカードの交付を行わないものとする。
(住所変更等の申し出等)

第7条 交付対象者は、やむを得ない事情により住所以外の場所（日本国内に限る）にカードの送付を求める場合又はカードの交付を辞退する場合は、区長が別に定める期間内に、その旨を区長に申し出なければならない。

2 前項に規定する辞退の申し出がない場合は、交付対象者によるカードの交付を希望する意思表示があったものとみなす。
(本事業に関する周知)

第8条 区長は、本事業の実施に当たり、事業の概要、交付対象者の要件、交付の手順その他の本事業に関する情報について、区広報紙及び区ホームページへの掲載等により区民に周知するよう努めるものとする。
(交付対象者がカードを受領しない場合の取扱い)

第9条 区長は、第5条の規定によりカードを発送した後、交付対象者の不在、所在不明等により当該交付対象者がカードを受領せず、当該カードが区へ返送された場合は、当該交付対象者に対するカードの受領に係る連絡、確認等に努めるとともに、カードを再発送するものとする。

2 前項の規定によりカードを再発送した場合において、交付対象者の不在等によりカードが受領されず、当該カードが区に返送されたときは、当該交付対象者がカードの交付を受けることを辞退したものとみなす。
(不当利得の返還)

第10条 区長は、交付対象者又はその代理人が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付し

たカード（既にカードを使用している場合は、当該カード及びその使用相当額）の返還を求めるものとする。

（１） 偽りその他不正の手段によりカードの交付を受けたとき。

（２） 交付対象者又はその代理人の要件に該当しないにもかかわらずカードの交付を受けたとき。

（権利の譲渡又は担保の禁止）

第11条 カードの交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、カードの交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われたカードの交付に係る第10条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

様式（略）